

参考事例集

住まい（住環境）

- ・空き家所有者情報・空き家改修補助（官）と空き家活用ノウハウ（民）による官民連携（岐阜県飛騨市） …p.2
- ・民間資金を活用して公有地を移住促進住宅として整備している事例（茨城県境町） …p.3
- ・子育て世代の移住促進に向けた住宅取得や交通費支援（栃木県小山市） …p.4
- ・自治体が空き家を改修、サブリースし様々な居住形態に対応（高知県四万十町） …p.5～8
- ・認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅の組み合わせによる保育園留学の取組（北海道厚沢部町） …p.9
- ・デジタル活用による地域公共交通の維持（長野県茅野市） …p.10

なりわい（仕事）の確保・新しい働き方

- ・コワーキングスペースの整備・運営による新規事業創出支援（長野県塩尻市「スナバ」） …p.11
- ・コワーキングスペースの整備による働く場、子育て環境、交流の場の創出（長野県富士見町 富士見森のオフィス） …p.12
- ・特定地域づくり事業協同組合制度による多業支援の取組（海士町複業協同組合） …p.13
（参考）特定地域づくり事業協同組合制度の概要（総務省） …p.14～16
- ・農業体験から自営独立までの長期的支援による町外からの新規就農者の獲得（長野県小布施町） …p.17
- ・地域課題研修と人材マッチングによる地方での副業機会の創出（静岡県焼津市） …p.18・19
- ・地方での就農とテレワークを組み合わせた新しい働き方（瀬戸内ReFarming 株式会社） …p.20～24

コミュニティ（地域づくりへの参加）

- ・地域移住サポーターの取組事例（高知県） …p.25
- ・移住戦略の策定による移住受け入れ方針の明確化とサポート体制の構築の取組（岐阜県高山市の「移住戦略」） …p.26
- ・交流拠点の創出による町内・町外の交流の促進（埼玉県横瀬町「エリア898」） …p.27

横断的事項

- ・特定地域づくり事業協同組合制度による多業支援の取組（奄美市しまワーク協同組合） …p.28
- ・NPO法人主体のサブリースによる空き家の利活用の取組（NPO法人あまみ空き家ラボ） …p.29
- ・都道府県、複数市町村、民間が連携した連絡会の設置による移住促進の取組（諏訪圏移住交流推進事業連絡会） …p.30
- ・区域外就学制度を活用した二地域居住先での就学（徳島県） …p.31
（参考）区域外就学制度について(文部科学省) …p.32
- ・情報サイトによる二地域居住実践者の生活スタイルの発信（長野県「ニブンノナガノ」） …p.33
- ・デジタル県民証発行による二地域居住者の地域参加に向けた検討（山梨県） …p.34
- ・国土形成計画における災害時の二地域居住先等に関する記載（国土交通省） …P.35
- ・二地域居住先が災害時の避難先となる仕組み（鳥取県智頭町） …p.36

岐阜県飛騨市の事例

- 飛騨市では、賃貸用の空き家が少ないという課題に対し、空き家の流動化を促進し、定住促進、地域活性化を図ることを目的に、空き家を賃貸住宅にするために改修した際の費用を一部負担（1/2以内、300万上限）する制度を創設。
- また、市内の宅地建物取引業者との連携により、円滑に空き家等の所有者と借り手・買い手を結びつける空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」を構築。

○飛騨市 空き家賃貸住宅改修事業補助金

空き家等改修補助金

＜対象＞ 空き家を飛騨市住むとこネットの賃貸物件に登録するために改修工事を行う者

＜条件＞

- ・補助金の交付を受けた日から引き続き5年以上（補助額が200万を超える場合は10年以内）、空き家等を飛騨市住むとこネットに登録する物件として登録。
- ・補助金の交付を受けた日から5年間（補助額が200万を超える場合は10年以内）は、転売または2親等以内の親族に賃貸しない。

移住者賃貸住宅改修補助金

＜対象＞ 移住者と賃貸借契約を締結した飛騨市住むとこネットに登録された住宅を、移住者の要望に応じて入居開始前に改修工事を行う場合

＜条件＞

- ・補助金の交付を受けた日から引き続き5年以上（補助額が200万を超える場合は10年以上）、この移住者にこの住宅を居住用に賃貸する。

補助対象工事

- (1)改修工事に要する費用が10万円以上であること。
- (2)市内に事業所を有する法人または個人と契約を締結して施工する改修工事であること。

○飛騨市住むとこネット ＜サービスの概要＞

- ・空き家等の売却及び賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を借り手・買い手に提供するシステム
- ・飛騨市役所が運営
- ・登録業者となった市内の宅地建物取引業者が交渉・仲介等を行う

掲載物件数 売買 34件・賃貸 5件（成約済 238件）

ピックアップ物件

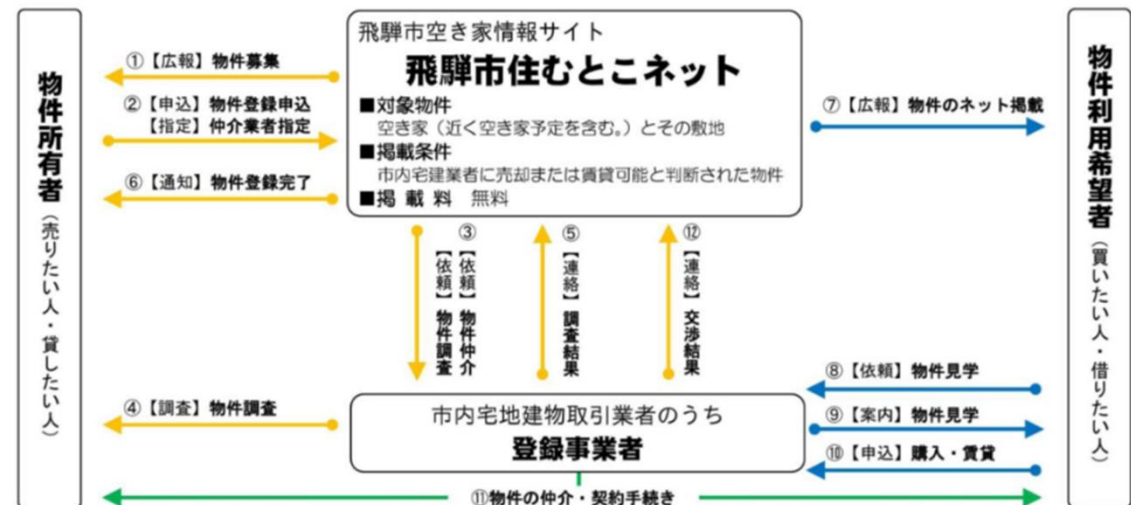


登録No.305【売買】古川町 市街地 [詳細を見る](#)
 構造：木造 売買 330万円
 容積率：200% 建築年：昭和38年、1963年
 ※飛騨市は国内有数の豪雪地帯でもあり、同じ市内でも地区によって地域の付き合い方やルールが異なります。移住後の生活で後悔することがないように、購入希望物件の情報だ...



登録No.143【売買】古川町 市街地 [詳細を見る](#)
 構造：木造 売買 2,400万円
 容積率：200% 建築年：1971年（昭和46年）
 飛騨市の支援制度、購入助成あり★また、移住世帯なら更に最大150万円の改修補助あり★（※諸条件あり）

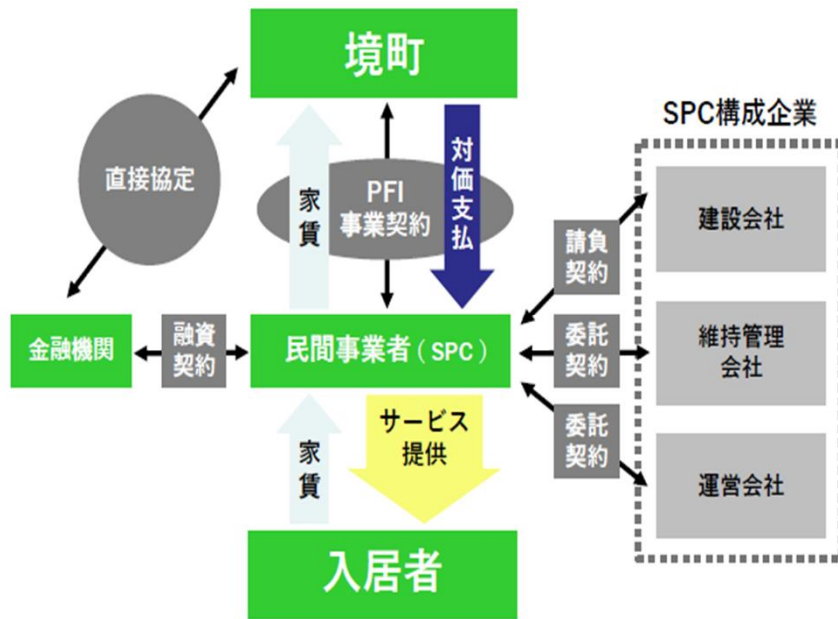
飛騨市住むとこネット全体像



さかいまち (茨城県境町)

茨城県境町の事例

- 町外から新婚世帯、子育て世帯を呼び込むに際し、若者が住みたいと思うような魅力的な住宅が少なかったため、PFIのスキームを活用し、地域優良賃貸住宅を整備。
- 退去後、およそ8割が町内で戸建て住宅を新築。移住から定住への好循環につながっている。
- 現在までの累計転入者数は250人を超えている。
- また、単にハコモノを整備するだけでなく、総合的な移住政策として、子育て支援（特に英語教育）や、通勤・通学者向けに町～東京駅のバス運行。町内での自動運転バス導入などにも取り組んでいる。



3LDK (70㎡)
鉄筋コンクリート造
 子育ての動線に配慮した間取り

対面キッチン・お風呂などの水廻りを中心部に配置。



栃木県小山市の事例

- 子育て世代の移住促進に向けて、自治体が住宅取得や交通費の経済負担軽減のため、補助金による支援を実施。
- 移住、住宅取得支援、通勤についての3つの補助金により移住する子育て世代を支援。

【移住支援金】

・5年以上、東京23区に在住または東京圏に在住し東京23区に通勤していた方が、就職・起業・テレワークなどの要件を満たして小山市へ転入すると補助が受けられる。(単身での転入60万円、世帯での転入100万円(子ども1人につき100万円の加算)、内閣府地方創生移住支援事業を活用)

【転入勤労者住宅取得支援補助金】

・東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)から転入して住宅を取得した場合、新築30万円・中古10万円の支援。(要件に応じて加算され、新築最大50万円、中古最大20万円。)

【新幹線通勤定期券購入補助金】

・子育て世代が新幹線通勤定期券を購入し、東京圏へ通勤する場合、毎月最大1万円、36月分までを補助。

～小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金～

補助金額をチェックして確認✓

基本額	新築住宅	30万円	新築住宅の場合 最大50万円
	中古住宅	10万円	
加算額	居住誘導区域内 <small>※おやまわが街ガイドマップで確認可</small>	5万円	 中古住宅の場合 最大20万円
	神鳥谷南地区地区計画区域内	5万円	
	思川駅北口駅南地区地区計画区域内	5万円	
	申請者または配偶者が39歳以下もしくは15歳以下の子供がいる	10万円	
	3世代同居をしている <small>※同一住宅に居住</small>	5万円	
	空き家バンク登録物件	10万円	

～小山市新幹線通勤定期券購入補助金～

交付対象者

「新卒者」または「転入者」に該当し、条件を満たす方

新卒者

学校等を卒業/修了した**同年**に就職した(初回申請は就職日から1年以内)

転入者

市外に1年以上居住後に転入した方で、次のいずれかを満たす方(初回申請は転入日から1年以内)

- ア 申請日において39歳以下
- イ 申請日において同一世帯に39歳以下の配偶者がいる
- ウ 申請年度の末日において同一世帯に15歳以下の子がいる

- 「東北新幹線」「東海道新幹線」を利用する通勤定期券を購入して通勤し、勤務先が東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)のいずれか。
- 就職/転入から1年以内に定期券の利用を開始した
- 小山市に3年以上住むことを誓約する
- 市税の滞納がない



③ 移住施設（お試し滞在住宅、中間管理住宅、移住支援住宅等）の管理運営

お試し滞在施設

- お試し滞在住宅の整備
（移住お試し用短期滞在施設）
- 滞在型市民農園の整備
（農業体験型短期滞在施設）



- ☞ **お試し滞在住宅**
対象者：将来移住を検討している方
利用期間：1～3か月（3戸）
 ：1～6か月（2戸）
- ☞ **滞在型市民農園**
入居期間：1年間（最長3年）
物件数：滞在型 22区画
 日帰り型 16区画

☞ お試し滞在住宅利用状況

年度 件数	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	計
利用人数	5	18	20	17	15	13	8	15	12	123
移住実績 (人)	0	6	1	0	5	8	3	6	2	31

移住希望者にとって、新たな土地へ移り住むことは期待と同時に**大きな不安**がある。

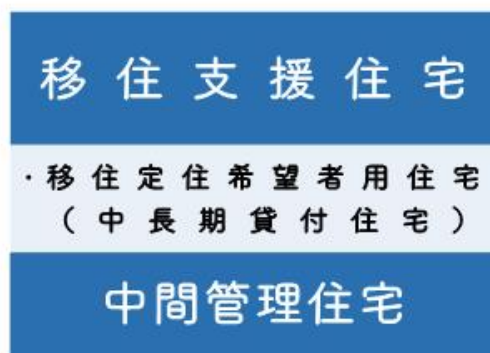


お試し滞在住宅 の整備
滞在型市民農園 の整備



短中期的に本町を体験してもらうことで、**まちの魅力を直接感じてもらう**とともに、**不安を解消し、移住のきっかけ**へと繋げていく。

④ 移住定住住宅（移住支援住宅、中間管理住宅）の管理運営



👉 移住支援住宅

対象者：移住希望者限定
入居期間：2年間
物件数：6戸

👉 中間管理住宅

対象者：移住・定住希望者用
入居期間：2年間（更新可）
物件数：31戸



移住支援住宅

入居対象者

▶ 移住希望者限定

入居期間

▶ 2年間

家賃

▶ 2DK：月額 23,000円（4戸）

▶ 4LDK：月額 38,000円（2戸）

物件数

▶ 6戸

中間管理住宅

入居対象者

▶ 移住・定住希望者

入居期間

▶ 2年間

家賃

▶ 月額 17,000円～ 38,000円

物件数

▶ 55戸（令和5年度末）

中間管理住宅とは

空き家所有者と四万十町が賃貸借契約（12年間）を締結し、移住・定住希望者へ賃借する住宅



改修費用：1,000万円の場合

▶財源

- 国 費：500万円 50% 空き家対策総合支援事業補助金
- 県 費：250万円 25% 空き家活用促進事業補助金
- 過疎債：180万円 ※一般財源の75%⇒うち、70%は交付税措置
- 一 財：70万円

実質負担額約125万円



⑤ 移住定住各種補助制度の整備

移住促進

- ▶ 四万十町移住体験ツアー助成金 25千円/1人、50千円/1世帯
- ▶ 移住促進家賃支援事業補助金 15千円 × 12月
- ▶ 空き家活用（改修）補助金 上限1,824千円

定住促進

- ▶ 若者定住支援事業補助金 上限1,000千円
- ▶ 家族支え合い支援事業補助金 上限1,000千円

関連メニュー

- ▶ 町産材活用利用促進助成事業補助金 上限1,500千円
- ▶ 老朽住宅除却事業補助金 上限1,028千円
- ▶ 浄化槽設置整備事業補助金 ※上乗せ加算分含む 最大1,388千円
- ▶ 就農支援補助金（新規就農／後継者支援／次世代人材投資／壮年就農）

認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅の組み合わせによる保育園留学の取組 (北海道厚沢部町) (令和5年度「地域づくり表彰」)

国土交通大臣賞

(総合的に最も優れた取組) (全国地方公共団体コード順)

あっさぶちょう

保育園留学推進協議会 (北海道厚沢部町)

--- 認定こども園の一時預かり事業と、移住体験住宅による
ワーケーション等を1つのメニューに ----

国土形成計画の重点テーマ

「地域を支える人材の確保・育成」
こどもまんなかまちづくり等の
こども・子育て支援

●活動概要● 町が有する3つのリソースを、1つのパッケージとして提供

- ①認定こども園でのこどもの「一時あずかり事業」…余剰定員枠を活用
- ②移住体験住宅における「ワーケーション」…空き家等を活用
- ③ジャガイモやアスパラの収穫体験など地元の暮らし体験プログラムの3つを「保育園留学」という形で分かりやすく1つにパッケージ化。

これらを推進するため、認定こども園、地元の地域づくり団体、商工会、観光協会、農協の地域団体等が連携して協議会を形成、相談のワンストップ窓口を設置し、他地域への移転・展開も。

- ▶「住んでみたい・住んで良かった・住み続けたい」を実現するプロジェクト
- ▶問合せは初年度で1400件以上、留学確定数150件、キャンセル待ちも続く
- ▶体験家族の満足度が非常に高い (リピート希望率は97%)
- ▶体験家族の地元消費額を算出すると、年間3,000万円程度の経済効果も
- ▶スマホで出来る「ふるさと納税」である「旅先納税」を活用する家族も



こどもたちを受け入れる認定こども園「はぜる」



こども園菜園でのこどもたちの収穫体験

●選定理由● 「こどもをここに預けてほしい」という地域の情熱と総合力が組み合わさった好事例

こどもに「地方で、都会ではできない貴重な経験や学びをさせたい」というニーズは高まってきている。また社会もIT環境の発展やコロナの経験を経て、地方でのテレワークやワーケーションという働き方が受容されてきているなかで、では、こどもをどうするかという課題に確実に応えてくれるモデルと言える。関係人口・交流人口からお試し居住を経て今後の移住・定住へ移行する道筋の一部ともいえ、若い子育て世代のテレワーカーから選ばれる地域になりうると思われる。細やかな創意工夫も併せ評価できる。

モビリティ分野：事例①長野県茅野市

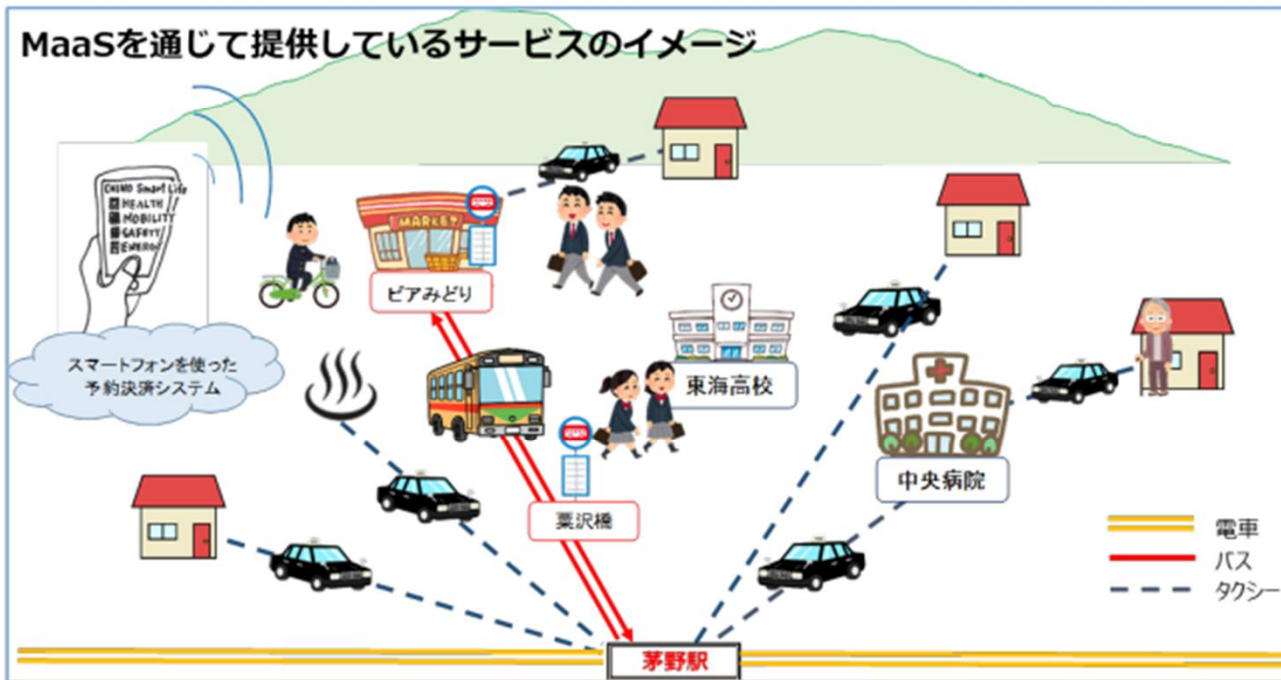
TYPE2



利用者の需要に寄り添い地域の公共交通体系を構築

- 通勤や通学で一定の需要がある路線バス5路線は残しつつ、需要が減少して路線バスの運行が難しくなった13路線は、需要に応じた交通サービス（AIオンデマンド交通）に転換し、地域の公共交通体系を維持
- 転換にあたっては、実証運行やアンケート調査を経て、8000以上の仮想停留所（現地に目印は無く、アプリでの予約時にスマホ画面の地図上で確認出来る停留所で、バス停よりも柔軟に設置）を導入して、利用者の需要に寄り添ったサービスとして利便性を高めている

モビリティ分野



出所：茅野市



出所：茅野市 HP

- 長野県塩尻市は、シビック・イノベーション拠点「スナバ」を市が事業運営し、全国の社会・地域課題を解決する社会的効果や持続可能性のある事業がスナバや塩尻を通して生み出されていくことを目指している。
- デスクワークやミーティングスペースなどの一般的なコワーキング施設の機能のほか、地域で新規事業の創出につながる機能も持たせている。
- 企業、起業家、大学、生活者、行政のすべてを“市民”にとらえ、持続可能性と社会的効果を両立する事業や、新しい仕組みを共創し、シビック・イノベーターを育成したり、増やしながら「シビック・イノベーションの中心地」を目指す。

<スナバのコンセプト>



「生きたいまちを、ともに創る」をビジョンに掲げるスナバは、市民一人ひとりが生きたいまちをつくる主体と考え、身近なところからアクションや変化が生まれることで、まちがどんどん面白くなっていく。シビック（市民による）イノベーションが勃興するまちを目指します。

名前の由来は「公園の砂場」から楽しい予感がして誰でも来ることができて行けば誰かがいる。作ったり、壊したり、何度でも挑戦できるそんな場所がスナバです。

<スナバ・ビジネスモデル・ブートキャンプSBB>



スナバ・ビジネスモデル・ブートキャンプ（以下、SBB）は、持続可能なビジネスに挑戦する地域の起業家に向けた事業を加速させる実践型プログラムとしてスタート。5期目からは気軽に参加できる単発のセミナー形式へと転換し、事業立ち上げに必要な要素を盛り込み、参加者同士の学びあいを促進している。

(出典) 長野県塩尻市「スナバ」資料を基に国土交通省作成

<スナバの3つの機能>

コワーキング

様々な情報やアイデア、試行錯誤の経験、スキルやノウハウ、リソースやアセットが集まり、事業やプロジェクトを加速するコミュニティのベースがある。

アクセレレーター

アイデアを形にし、少しでも前に進めるための地域の起業家プログラムのほか、高校生起業家教育プログラムや、社会的インパクトを追求する地域の起業家と投資家やVCなどをマッチングするプログラムなど、各種プログラムを運営する。

ラボ

シビック・イノベーションの概念を探究し、広げていくために、事例研究やカンファレンス、ツアーを実施する。

<オフィス機能の詳細>



基本的なオフィス機能としては、デスクワークやミーティングはもちろん、追加料金で法人登記や郵便受取、資料保管なども可能。メンバーシップ（レギュラー）7,500円/月（税別）

（長野県富士見町 ^{ふじみまち} 富士見森のオフィス）

- 長野県富士見町では富士見町テレワークタウン計画の一環として、コワーキングスペース「富士見 森のオフィス」を2015年に設立。Route Design合同会社が役場と共同で企画し、運営委託を受け運営。コワーキングスペースのほか、宿泊も可能で、お試し居住の拠点としても利用が可能。
- これまでに160以上の仕事や地域プロジェクト、事業が創出され、森のオフィスの登録者は1200名以上。
- 親子ワーケーションなど、子育て世代の移住・二地域居住等につながるプログラムも提供しているほか、イベントの実施など、地域との交流の機会を創出している。
- その他、移住促進施策として、町外からの移住希望者に対し、月額83,000円（1ヶ月の家賃、光熱費相当）を補助している（毎年限定5名）。

○森のオフィスの設備概要

2015年12月。長野県諏訪郡富士見町にオープンした、個室型オフィス、コワーキングスペース、会議室、食堂を備えた複合施設。都心からの移住者にとっての仕事場や交流の場、地域住民の方々にとっての相談スペースとして、里山に住む人々と都会に住む人々を繋ぎ、新しい仕事や働き方、暮らし方を創り出す場を目指している。



<施設内観>



<イベントの様子>



<併設の宿泊施設>



<施設外観>

（出典）富士見 森のオフィス、富士見町HPより国土交通省作成

○平日親子ワーケーションの取組

平日 **親子**
ワーケーション

in 富士見 森のオフィス

野外保育ぽっちとは？

四季を通じて野外で過ごす野外保育園です。

こどもたちが自然の中で様々な命と出会う、四季折々の自然の変化・奇威を感じる。全ての体験を通じて、こどもたちの感性や知的好奇心を刺激し、主体的で感性豊かなこどもを育む場所です。

対象者 3歳～年長児とその保護者

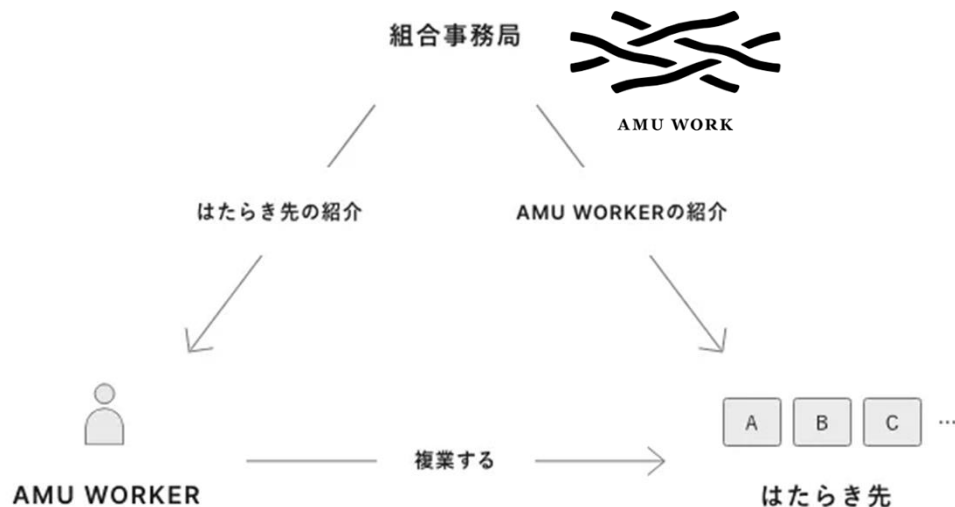
基本料金 40,000円（税込）
傷害、賠償責任保険含む保育料
+
2泊3日 1部屋宿泊費

「富士見 森のオフィス」に滞在しテレワークを行いながら、こどもは富士見町にある森のようちえん「野外保育 森のいえ ぽっち」での体験入園に参加できる、親子ワーケーション・プログラムを実施。

（島根県海士町「海士町複業協同組合」）

- 「海士町複業協同組合」は2020年11月に設立。29組合員、派遣人材17名が登録(2023年7月時点)。
- 移住者を主体に雇用し、季節の人材需要に合わせて組合員の事業所に従業員を派遣。従業員は2社以上で働くことを条件とし、季節で分割するパターンや1年を通じて2社に週で分割するパターンなど働き方を選択。
- 派遣人材の人件費は1/2(上限200万まで)、事業に係る運営費は1/2(上限300万まで)を町が補助。
- 様々な事業所で勤務する複業により各社を俯瞰して見るからこそできる「企業の魅力発見による価値創出」や「企業どうしの繋がり発見による新事業創出」を目指す。

○AMU WORK(海士町的マルチワーク)の仕組み



○はたらき先の例



○はたらき方の例

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定置網漁			食品加工業務					休み		定置網漁	
			企画・申請書類作成								

日	月	火	水	木	金	土
隠岐牛の肥育業務			隠岐牛の肥育業務			
ホテルの清掃業務		休み		ホテルの清掃業務		休み

組合事務局：AMU WORKERとはたらき先のサポート、調整・連絡業務などを行う。
AMU WORKER：AMU WORKを実践する職員。事務局と相談し、季節や個々のスキルに応じて、はたらき先を決める。
はたらき先：AMU WORKERがはたらく事業所。組合に所属し、事務局を通じて仕事を依頼。

※複業を通じた過疎地域の活性化として、2023年度グッドデザイン賞を受賞。国が定める「特定地域づくり事業」からは、全国初の受賞。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)

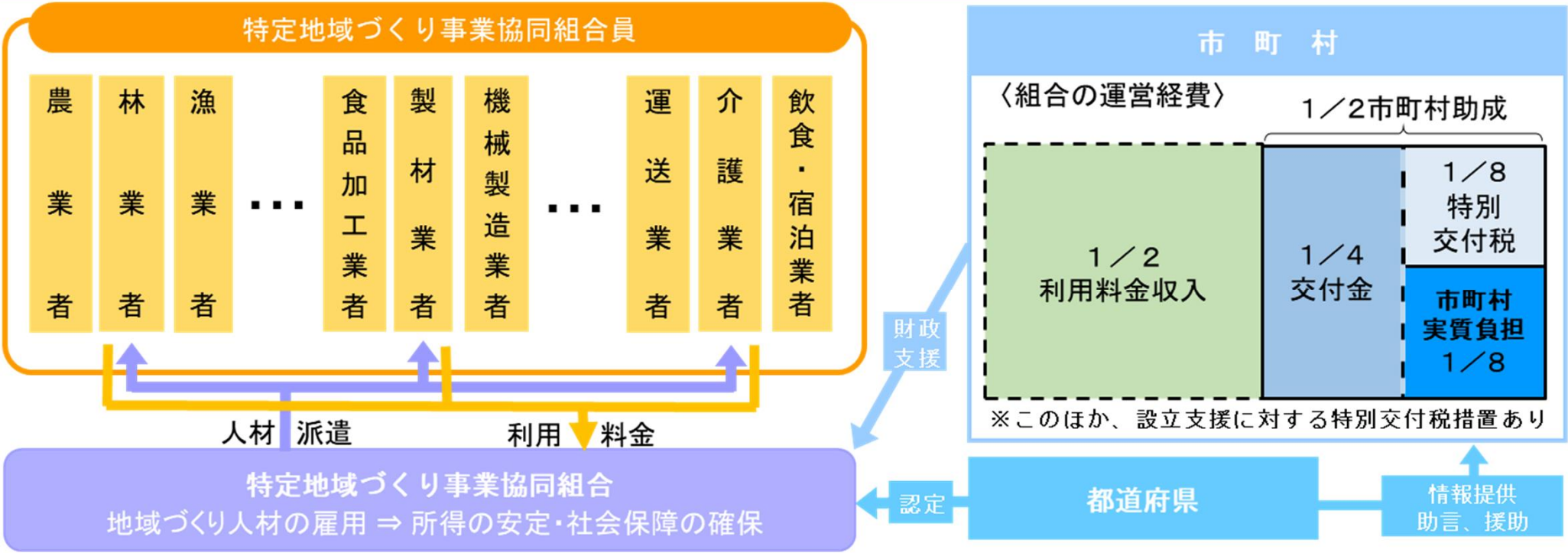
⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

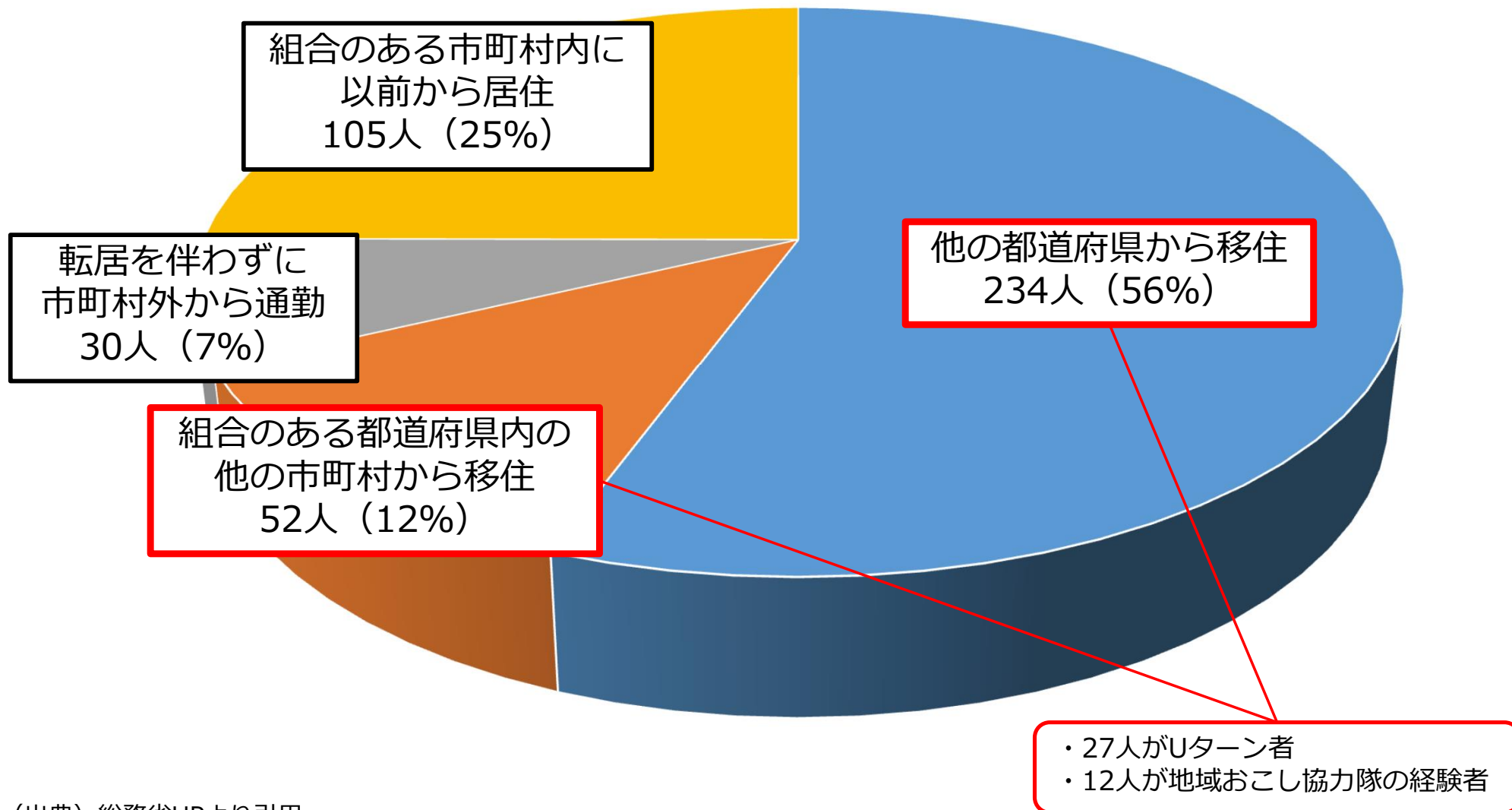
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



※令和 5年 12月時点において、全国で92組合(35道府県95市町村)が活動中。

特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の移住状況について

派遣職員の約7割が地域外からの移住者



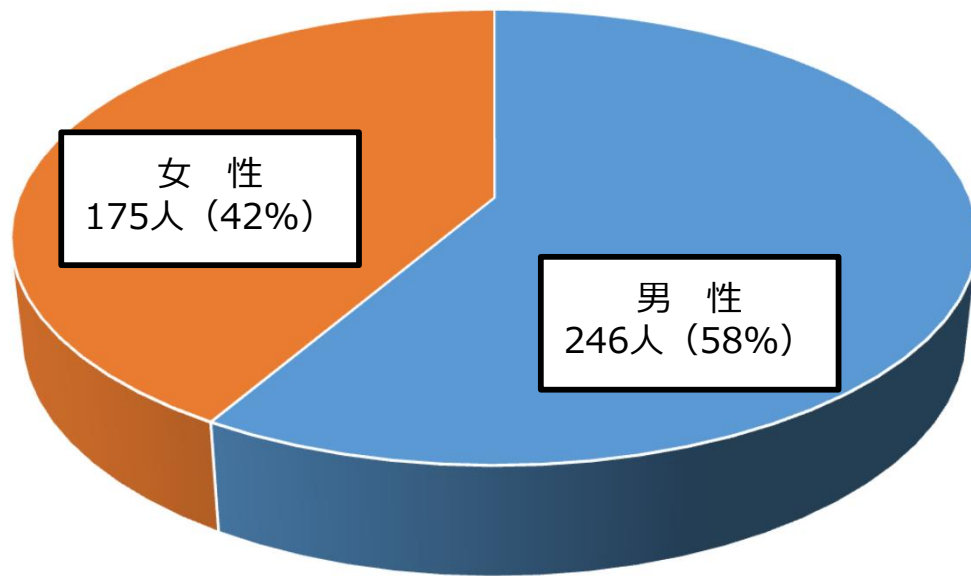
特定地域づくり事業協同組合 派遣職員の状況について

○調査概要

令和5年10月1日までに採用された派遣職員の総数は、**421人**。

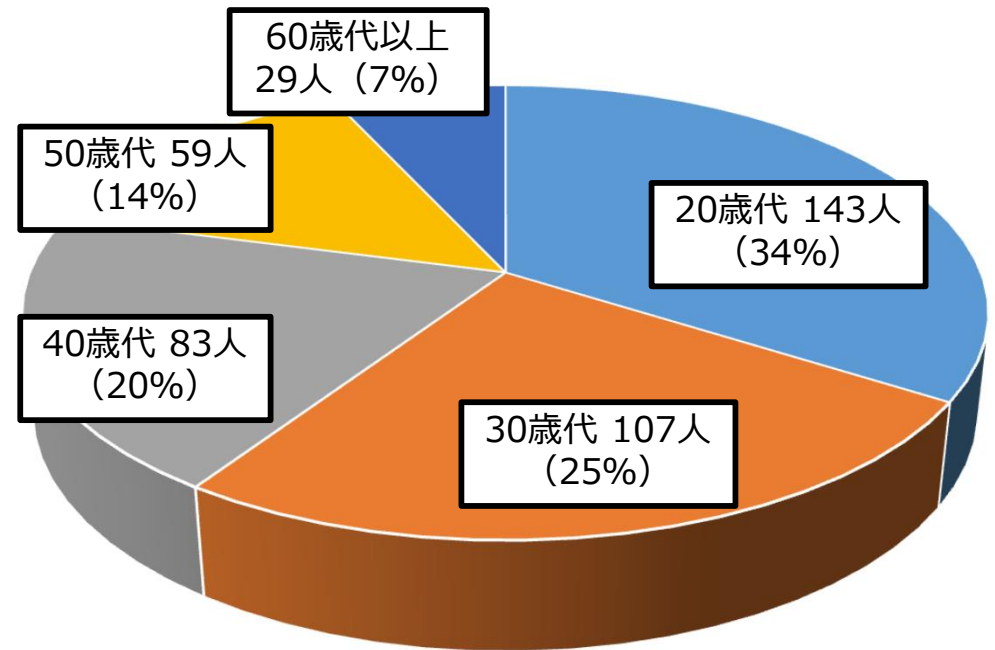
男女比は約3：2

【男女比】



約6割の職員が20代・30代

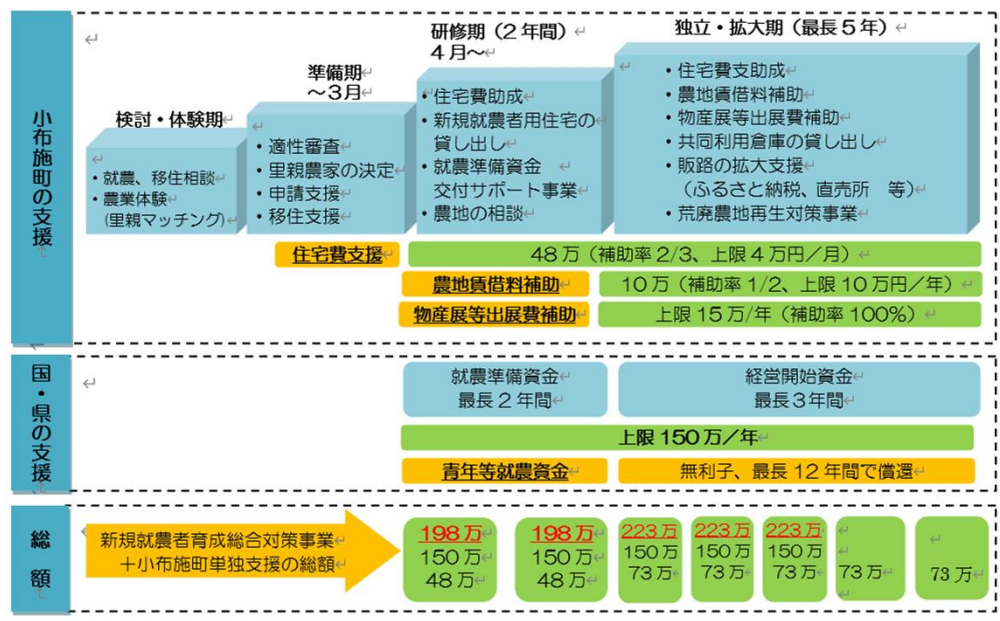
【年代比】



おぶせまち
(長野県小布施町)

- 長野県小布施町では、基幹産業である農業を中心に新規就業支援体制を整備。新規就農希望者に対しては、農業体験から自営独立までのすべてのプロセスにおいて、長期的視点に立ちながら支援する体制を構築。
- 町外から移住をし、新規就農する人向けにアパート代など住居費の一部を補助する制度（最長7年間）や、新規就農者用住宅を貸し出す（最長2年間）取組も行っているほか、新規就農者の販路拡大のためのふるさと納税の活用なども実施。

○小布施町新規就農者支援メニュー



○長野県里親研修制度

農業者として1人立ちし経営を継続できるよう、地域の農業者のもとで一定期間研修を行う（最大2年間）。町内で長野県に里親農家として認定を受けた農家数は10軒。



○町外出身の新規就農者向けの住まいの確保

【新規就農者用の住宅】

- ・家賃...18,000円/月(単身用)、30,000円/月(世帯用)
- ・利用可能期間...里親研修終了まで(最長2年間)



<単身用>



<世帯用>

【新規就農者住居費助成事業】

- ・補助率...2/3(上限40,000円/月)
- ・受給可能期間...里親研修開始から農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給終了まで(最長7年間)

○ふるさと納税特産品への農作物提供

町にふるさと納税をしていただいた方へのお礼の品に【新規就農者応援コース】を設定。新規就農者の売り上げ向上や販路の拡大を支援。



「生活圏」に向けて（「人づくり」事例：どこでも仕事できる環境づくり）

2021年度～：焼津市での複業人材×地元企業とのマッチング合宿

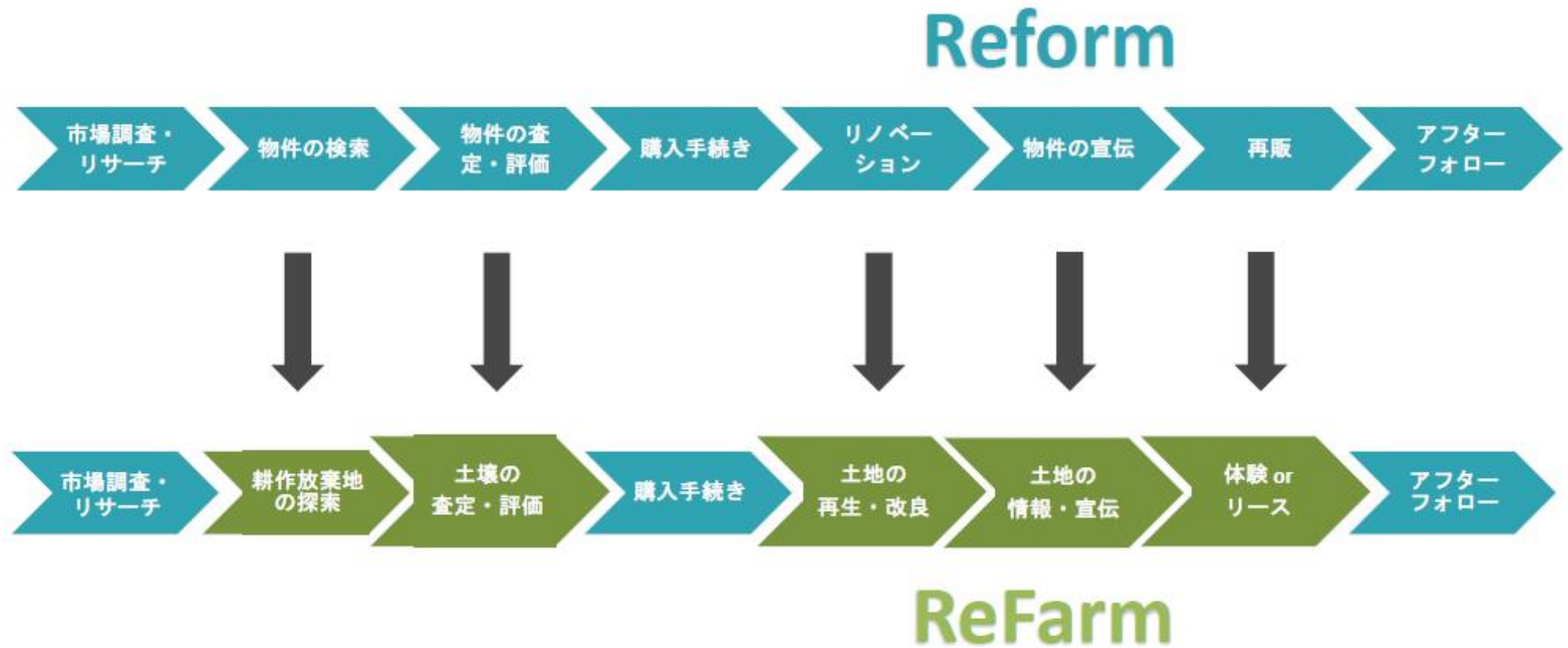


「生活圏」に向けて（「人づくり」事例：どこでも仕事できる環境づくり）

第1回焼津ビジネスマッチング合宿（2022年3月24日～26日）



地域における課題解決 空き家問題との比較



地域における課題解決 空き家問題との比較



1/3農・2/3X＝年間50万の収益を目標とする場合

■ リモートワークだが毎週どこかで出勤する必要がある。

- 拠点が大阪の場合
- 月曜日から水曜日まで出社
- 水曜日から次の週の水曜日までリモート後の夕方と週に1回の農業



月	火	水	木	金	土	日
10	11	12	13	14	15	16
大阪で出社			移動	三豊市で リモートワーク	農業	休日
17	18	19	20	21	22	23
三豊市にてリモートワーク 夕方に農作業			移動	大阪で出社	休日	休日

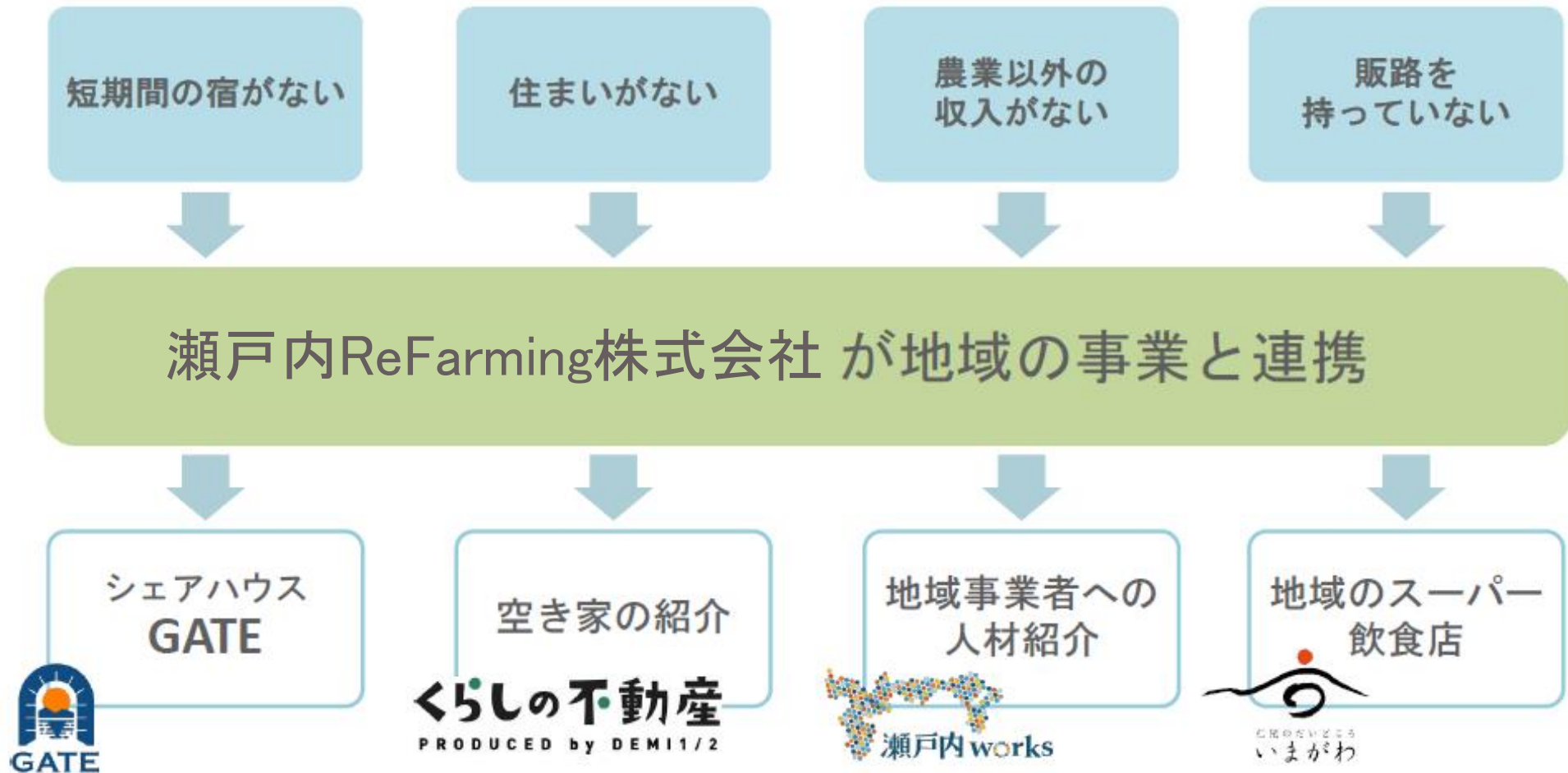
半農半Xで年間100万円の収益を目標とする場合

- 週4日間でXで働きながら、仕事前の朝夕・と週1回の農作業
- 拠点は三豊市



月	火	水	木	金	土	日
10	11	12	13	14	15	16
朝と夕方に畑のチェック				休日	農業	休日
三豊市にて出社						
17	18	19	20	21	22	23
三豊市にて出社				休日	休日	農業
三豊市にて出社						

■ インフラというハードルを地域の事業と解決する。



高知県の事例

- 移住検討者、移住者の身近な相談役として、各市町村の推薦により、移住者や農業従事者、民生委員などの地域の方を高知県地域移住サポーターとして登録。(23市町村において、190人登録(R5年11月現在))
- 県の移住コンシェルジュや市町村の担当者・専門相談員とともに移住検討者、移住者をサポート。

○地域移住サポーター

地域移住サポーターは、高知県への移住を希望している方や移住してきた方のさまざまな不安や心配事等の解消に向けて、県や市町村と連携して地域の情報の提供や同じ地域に暮らす住民としてアドバイス等を行うもの。

<サポートの内容>

- ① 移住希望者や移住者からの相談に対するアドバイス
- ② 移住の下見や体験ツアー等の受け入れ時の協力
- ③ 移住して間もない方の見守りや困り事等の相談に対するアドバイス
- ④ その他、空き家や仕事など移住促進に関連する情報の市町村への提供

<相談内容の例>

○移住希望者

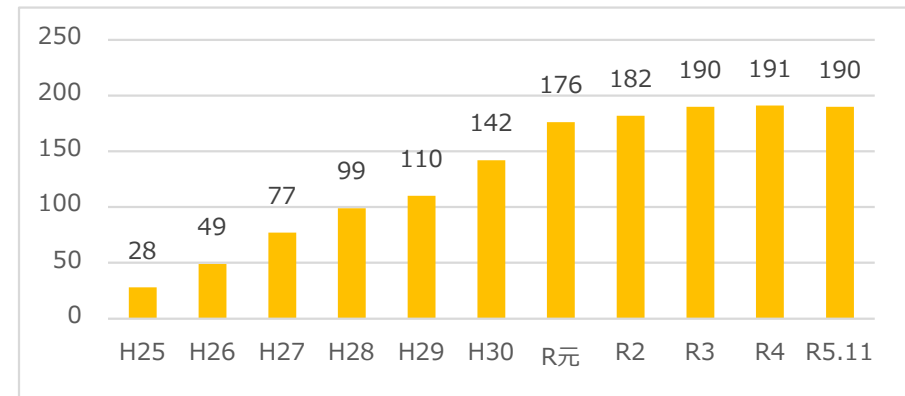
- ・移住を検討している地域を一緒に回って案内してほしい
→ 半日~1日程度。希望があれば地域の方を紹介
- ・先輩移住者を紹介してほしい

○移住者

- ・地域のお店情報(ex.病院、リフォーム業者、クリーニング店)
- ・学校の相談(ex.校区、どういった校風なのか)
- ・生活している中でさまざまな困りごと
- ・相談以外では、地域の観光情報やイベントの問い合わせも多い

<地域移住サポーターの配置実績>

・23市町村190人※R5.11月末時点



<地域移住サポーターの属性>

- 職業：移住者、農業従事者、民生委員、地区長(集落の代表者)、地域団体や移住支援団体のメンバーなど
- 平均年齢：57歳 ※委嘱時の年齢
- 男女比：男性 121名(64%)、女性 69名(36%)
- 先輩移住者の割合：28.4%(Uターン11名、Iターン43名)



たかやまし

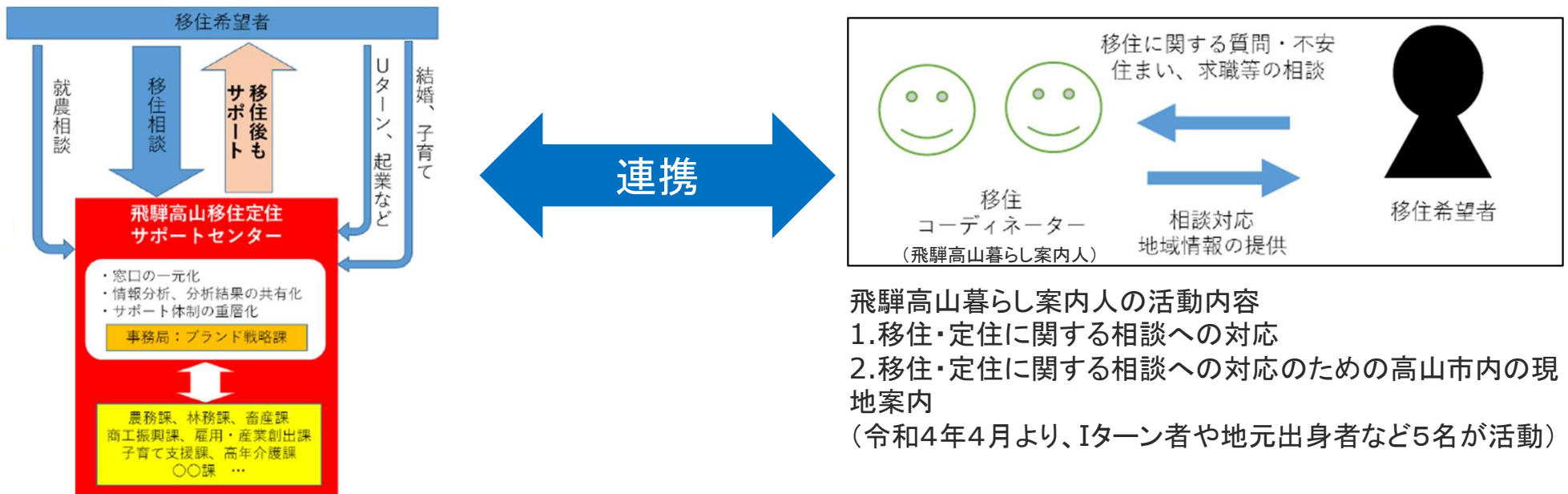
（岐阜県高山市の「移住戦略」）

- 岐阜県高山市では、移住検討者への仕事や生活面も含めたトータルの支援を戦略的に実施していくため、令和3年4月に「高山市移住戦略」を策定。
- 「飛騨高山ならではの魅力を伝える」、「移住者に寄り添う」、「多様な移住スタイルを支援する」を取り組みの柱として位置づけ。
- 移住者への支援として、移住に関する情報提供・支援・相談対応をワンストップで行う「飛騨高山移住定住サポートセンター」の設置や、移住者が地域内で孤立しないよう、移住前から移住後までフォローができる体制を整えるための移住コーディネーター「飛騨高山暮らし案内人」を設置。

○移住受入方針の明確化（高山市移住戦略（令和3年4月）より抜粋）

本市における移住促進への取り組みにおいて、移住を支援するメニューは、一定程度充実しており、移住者が必要に応じて支援メニューを取捨選択できる状況となつてはいるものの、コロナ禍を機とした地方移住への機運の高まりや自治体競争が激しくなるなか、今後は、**移住希望者のニーズを的確に捉え、本市がその選択肢のひとつとなるよう、本市の魅力を磨きつつ、どのような人々とどのような関係を構築するのか、あるいは本市のまちづくりにおいて移住者をどう位置付け、何を期待するのか等の視点を念頭に**、移住を希望する人へのアプローチはもとより、仕事や生活面も含めたトータルの支援を戦略的にマネジメントすることが必要となる。

○移住者への支援の取組（飛騨高山移住定住サポートセンター、移住コーディネーター）



○埼玉県横瀬町では、JA旧直売所跡地を利活用し、町民と横瀬町に関わる人との交流拠点として「エリア898（エリアはちきゅうはち）」を整備している。

○交流の場づくりについては、横瀬町の官民連携プラットフォーム「よこらぼ」を通じて町民団体が提案し、改修にあたっては、主に横瀬町民や横瀬の関係人口の手によって行われた。

○現在は、エリア898に併設した形で、二拠点居住者用の宿泊付のコワーキングスペースが開設され、より町外の方と町民が交流し、地域の活動に積極的に参加するなど、新しい関係性が生まれている。

○ エリア898の概要

埼玉県秩父郡横瀬町に誕生した、横瀬町民による横瀬に関わる人たちのためのコミュニティ・イベントスペース。使用されなくなっていたJA旧直売所跡地を利活用し、町民と横瀬町に関わる人たちが交わる“交差点”として活用されている。



<町民と関係人口らで施設の改修を行った>



<移住した若者と町民との交流>



<町民・町外、子ども・大人、民間行政等が一同に交わる場>

(出典) 横瀬町役場

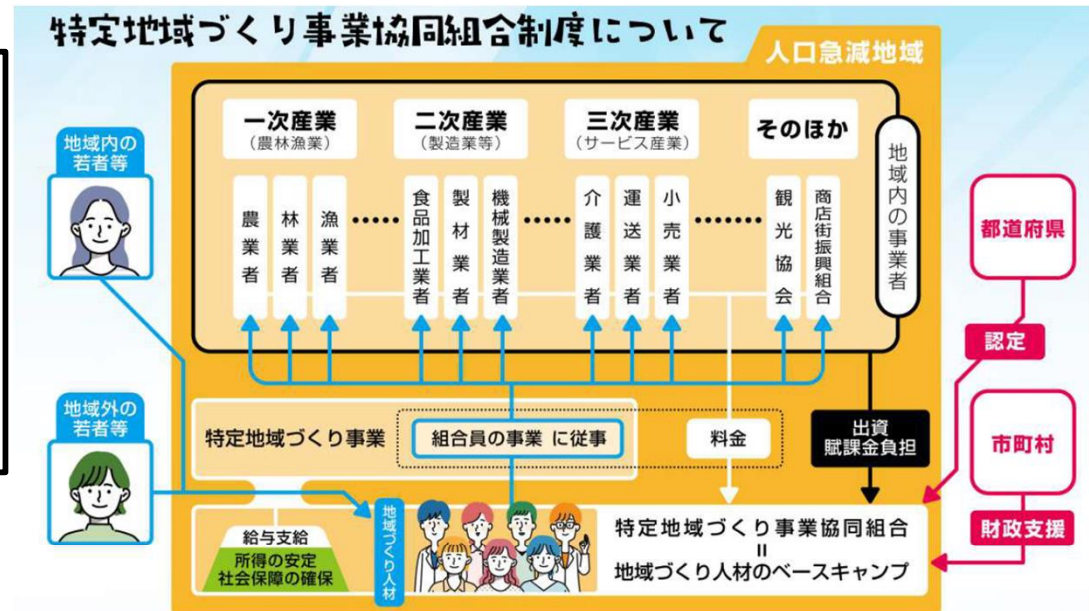
○官民連携プラットフォーム「よこらぼ」

横瀬町は不確実性の時代における公共経営の形を目指し、「よこらぼ」という官民連携プラットフォームを整備。企業や個人など、誰もがプロジェクトを応募でき、横瀬町をフィールドに、町役場と連携をしながら、新しいチャレンジを応援する仕組みを構築している。この「よこらぼ」でプロジェクトを実行したことをきっかけに、横瀬町に移住した人もいる。



- 「奄美市しまワーク協同組合」は2023年5月に設立。今回、観光、宿泊、農業、イベント企画などの事業を行っている市内8事業所が参加。
- 移住者を中心に無期雇用派遣職員を雇用し、組合員の事業所の繁忙期などに合わせ、期間を限定して職員を派遣。複数の仕事を組み合わせることにより、年間を通して働ける場を提供。
- 派遣職員の人件費や事務局の運営などにかかる経費の1/2を市町村から補助。

- 団体名：奄美市しまワーク協同組合
- 所在地：鹿児島県奄美市名瀬
- 設立：令和5年5月
- 事業概要
 - ・令和5年に8社で設立された特定地域づくり事業協同組合。
 - ・今年度の派遣職員は5名を予定し、参加事業者のもとで、ホテル業や農業等のマルチワークに従事。



※特定地域づくり事業協同組合制度

地域の事業者で組合を立ち上げて、職員を雇用した上で、事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、雇用した職員を参加事業者の職場に派遣することで、地域の担い手の確保、移住・定住を促進する仕組み。

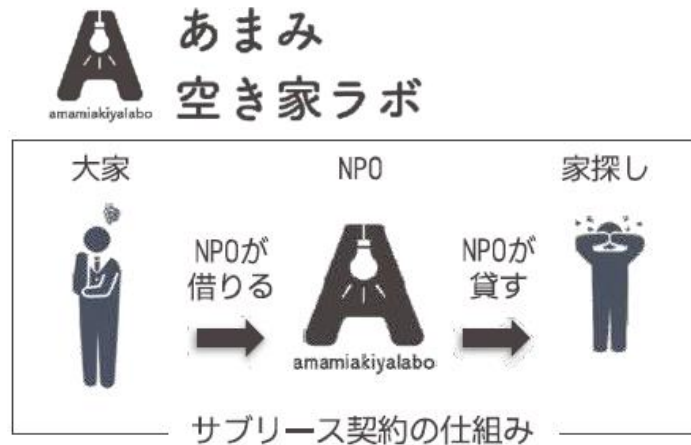
仕事の組み合わせ例

※当組合では、マルチワークが必須となります。



あまみ空き家ラボの事例

- 2017年7月に設立。「所有者」「住む人」「地域」三方よしの空き家活用を目指し活動。
- NPOが大家から空き家を借り受け、転貸する「サブリース」に取り組んでいる。
- 奄美群島内に立地するNPO運営の空き家を活用した様々なタイプの住まいや滞在型施設を会員制でシェアリングするしくみづくりに着手。また、NPOの会員とチームを結成し、空き家問題や人材不足問題などの地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいる。



＜実績＞

空き家所有者の相談件数：累計140件
 サブリース物件数：累計65軒
 家探しの相談件数：年間113組
 ※家探しの相談は、奄美群島在住者が約3割と最も多い割合を占めている。

家が！
見つからない！



家の事情を知って

- ・DIYハウス見学
- ・空き家ツアー
- ・住まい講座
- ※オンライン開催中

空き家種調査

ちょっと暮らしてみても（滞在施設）

- ・なかほ（奄美大島）
- ・match guest house（奄美大島）
- ・ヴィラあむとぅ2番館（徳之島）
- ・ドミトリーあぐり（沖永良部島）
- ・シェアハウスあまた（沖永良部島）

滞在型アルバイト

チャレンジ就業

暮らし続ける・関わり続ける

- 空き家サブリース住宅
- 空き地 × 規格住宅の販売
- match** guest house

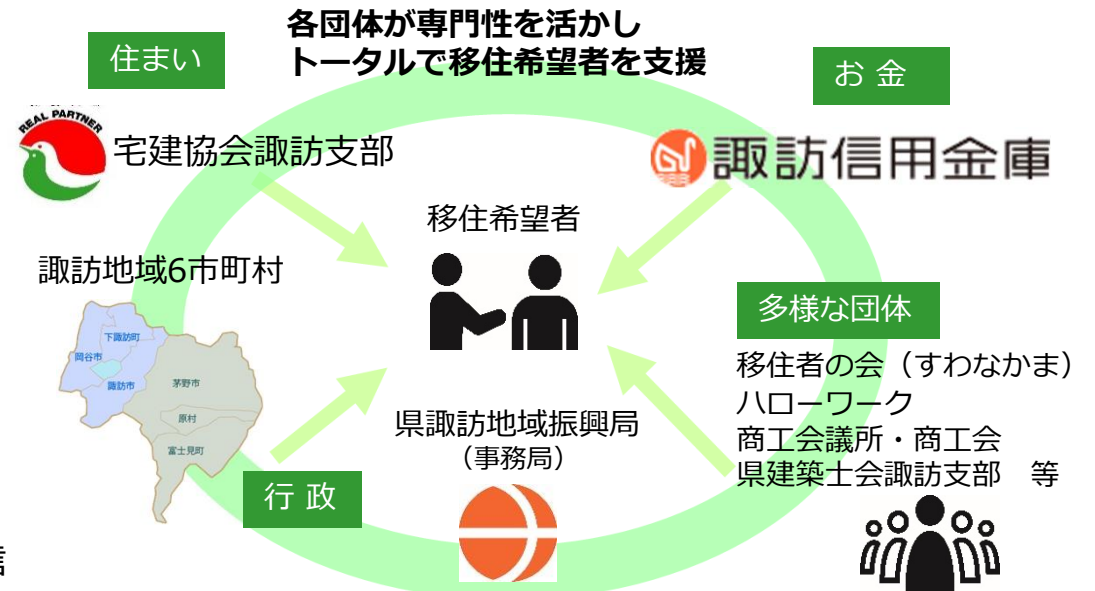
移住促進の取組(諏訪圏移住交流推進事業連絡会)

- 長野県では、6市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）に加え、長野県諏訪地域振興局や宅建協会、諏訪信用金庫、ハローワーク、移住者の会（すわなかま）などが参加して、平成26年に諏訪圏移住交流推進事業連絡会を組織。公・民や市町村の枠を超えた広域による移住を推進。（事務局：長野県諏訪地域振興局）
- 仕事、教育、医療や買い物など多くの面で密接な生活圏である特徴を活かし、合同による移住相談会の開催や移住ガイドブック作成など実際の生活に根付いた形での移住促進策を実施するとともに、空き家問題など共通の課題に対するアプローチも実施。

○諏訪圏移住交流推進事業連絡会の取組概要



○諏訪圏移住交流推進事業連絡会の組織



○信州・諏訪6市町村 合同移住・交流ポータルサイトによる情報発信

○連絡会主催の合同移住イベントの開催

徳島県の事例

- 「二地域居住」や「地方移住」を促進する際の子どもの教育上の課題を解消するとともに、親の働き方改革や、地方と都市の双方の視点を持った児童・生徒を育成することを目的に、徳島県独自の取組として「デュアルスクール」を展開。
- 「区域外就学制度」により、住民票のある市区町村教育委員会と、受け入れ先の市区町村教育委員会が協議し承認されれば、保護者の短期居住にあわせ、住民票を異動させずに区域外の学校に転校することが可能※。
- 徳島と都市部の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開し、両校間を1年間に複数回、行き来でき、住所地の学校と受け入れ市町村内の学校、双方での授業日数が出席として認められる。

※二地域居住に伴う区域外の学校への通学は、文科省「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について（通知）」により区域外就学制度が活用できることがH29年に周知されている。

【期待される効果】

- ・ 地方と都市、二つの学校の児童・生徒が同じ教室で共に学び、交流することによる、学校の活性化及び双方の視点(デュアルな視点)を持った児童・生徒の育成
- ・ 二校間移動が容易になり、地方と都市の交流人口が拡大
- ・ 学習進度の違いなど、学校生活の不安を解消することによる、地方と都市の二地域居住の可能性の拡大、さらには地方移住の促進

二地域居住を加速する

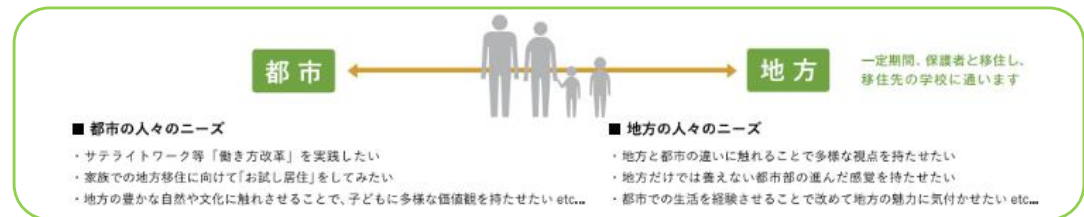
DUAL school

デュアルスクール

～地方と都市を結ぶ新しい学校のかたち～

デュアルスクールとは、地方と都市の両方のよさを教育活動に取り入れることができるよう、地方と都市の二つの学校が一つの学校のように教育活動を展開することができる「新しい学校のかたち」のことです。

「二地域居住」や「地方移住」を促進する際の子どもの教育上の課題を解消するとともに、親の働き方改革や、地方と都市の双方の視点を持った児童・生徒を育成することを目的としています。



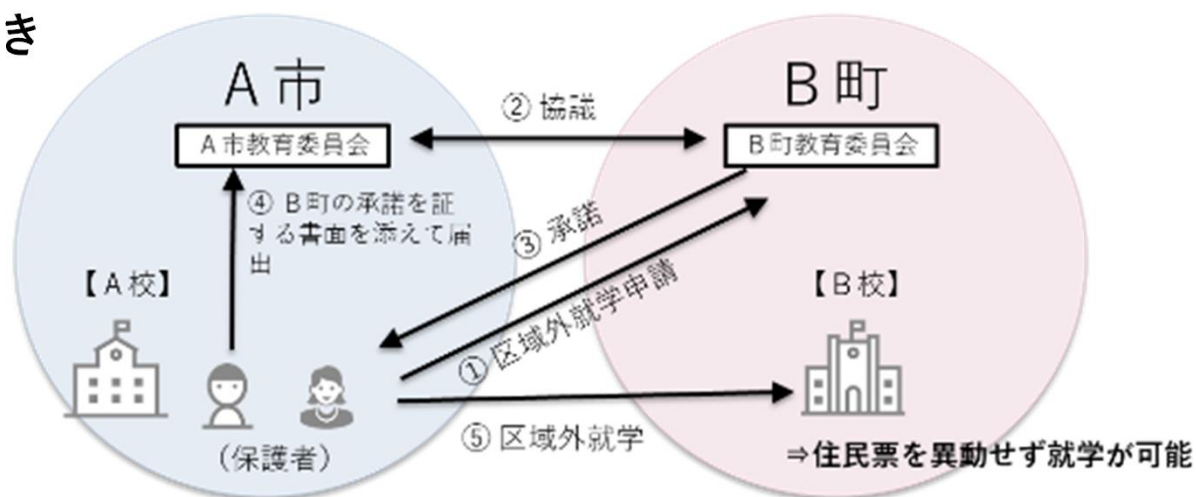
地域の秋祭り。地元の友だちと一緒に町内会の子ども神輿にも参加しました。



区域外就学制度について

- 通常、住民票がある自治体において学齢簿を編製し、住民票がある自治体の設置する学校に就学するが、住民票がある自治体の設置する学校以外の学校に就学する制度を区域外就学制度という。
- 基本的には、受け入れ先となる学校における就学を承諾する権限を有する者（※市町村立の場合には、市町村教育委員会）が承諾をすれば、住民票を異動せずに、就学は可能となる。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）において、「地方への移住に伴う子供の就学手続について区域外就学制度が活用できることを周知する」ことが明記されたことを受け、文部科学省においても、平成29年に地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について、各教育委員会に通知を发出。また、文部科学省HP「就学事務Q & A」にも掲載。
- 過去に、いわゆる二拠点居住、ワーケーションを行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れた自治体は、小学校段階で134自治体（8%）、中学校段階で89自治体（5%）である（R4.5.1現在）。

区域外就学の手続き



学校教育法施行令

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○長野県において、テレワークや副業・兼業など新たな働き方への興味・関心の高まりを受け、長野県での新たなライフスタイルの魅力を発信する二地域居住の情報サイト「ニブンノナガノ -もうひとつは、長野県-」を立ち上げ、情報発信を行っている。

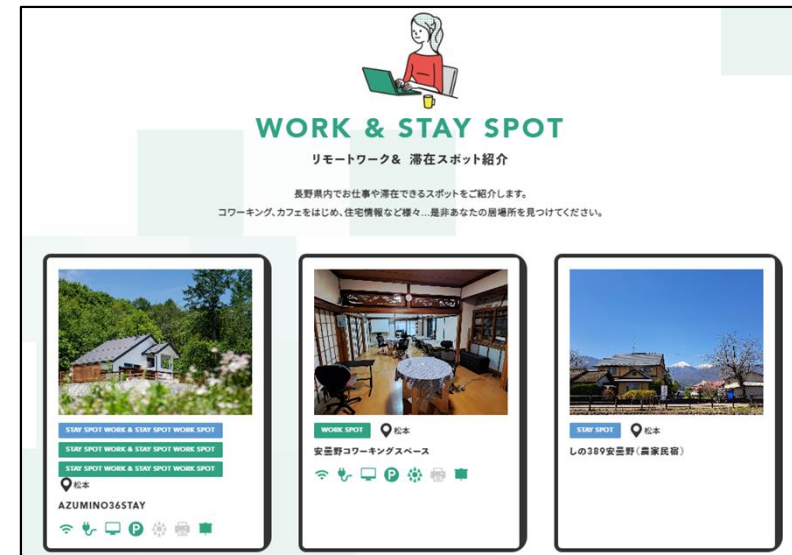
長野県での主な二地域居住の分類型を、パラレル型・テレワーク型・別荘型・地域課題関与型・単身赴任型と分類し、実践者の事例等を紹介。

また、県内各地のテレワークやステイスポットをわかりやすく紹介し、二地域居住等に結び付くプロジェクト等の告知も行っている。

(ニブンノナガノ : <https://nibunno-nagano.jp/>)



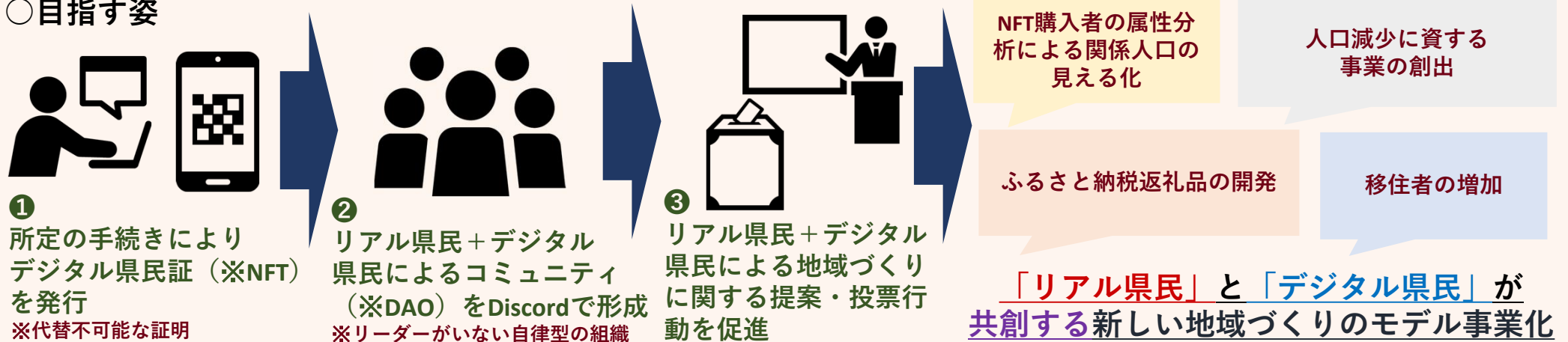
実践者の事例紹介



県内各地のテレワークやステイスポットの紹介

- 山梨県において二地域居住者の実態把握が課題となっていたことから、令和5年度より「デジタル県民」制度研究会を設置し、市町村と連携して検討を開始。
- これにより、①二地域居住者の実態把握と②人口減少が進む中での「関係人口創出」を進めるとともに、将来的には、デジタル県民証を発行の上、リアル県民+デジタル県民による地域づくりに関する提案・投票行動を促進することを目指している。

○目指す姿



○研究会

▶研究会メンバー



▶研究会開催時期

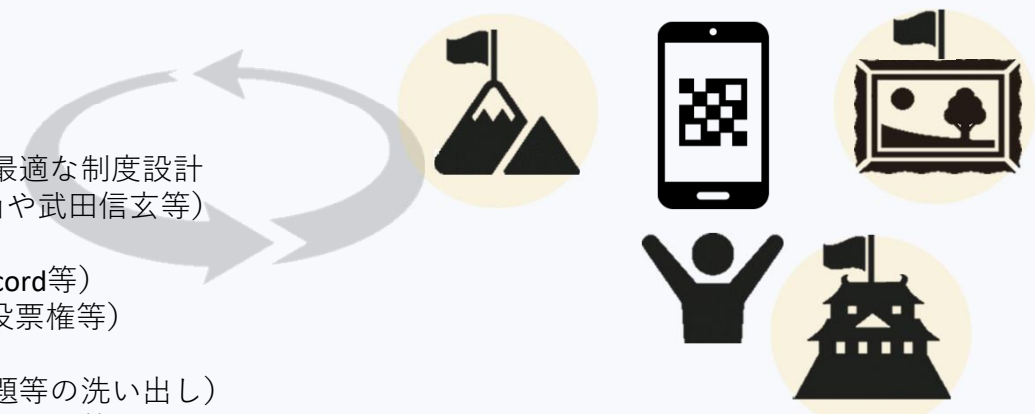
- ・10月～2月にかけて研究会を開催（リアル、オンライン、メタバース）
- ・先進地視察

▶研究事項

- ・地域の実情に応じた最適な制度設計
- ・NFTデザイン（富士山や武田信玄等）
- ・NFT発行方法
- ・DAO形成ツール（Discord等）
- ・DAO運用（提言権や投票権等）
- ・ガバナンストークン
- ・実証実験の検証（課題等の洗い出し）等

○実証実験

研究会メンバーを対象に、NFTを配布。実際にNFTを活用した新たな地域づくりを体感しての課題感等を研究会で議論（上記、目指す姿イメージ）。地域の実情に照らした事業スキームの可能性を図る。



〔国土形成計画(令和5年7月28日閣議決定)抜粋〕

第4章 横断的な重点テーマ

第2節 地域を支える人材の確保・育成

3. 関係人口の拡大・深化

(関係人口の意義)

関係人口は、人口減少や高齢化が進み地域づくりの担い手不足が深刻な地域において、地域の内発的発展を誘発し、地域力を高める重要な人材となる。特に、こうした傾向が著しい中山間地域等における地域コミュニティの維持のためにも、関係人口の拡大・深化は重要である。

関係人口として関わる人々にとっても、普段の生活の場と異なる地域との関わりを楽しみ、居場所や活躍の場、学びの場を得ることでWell-being を高め、持続可能なwin-win の関係を構築していくことが可能となる。

また、災害時には二地域居住先等が円滑な避難先となったり、関わりを持つ地域が被災したときには支援を行うなど、災害時の支え合いの基盤となりうる。

- 鳥取県智頭町では、地域外の居住者が災害に遭った際の避難先として宿泊場所等を提供する「保険」の取組を行っている。
- 加入者への特典として、特産品の送付や体験ツアーへの招待、民宿の割引等を提供することで、都市部とをはじめとした地域間の継続的な関わりを創出している。

鳥取県智頭町 ちづちょう

事業名：智頭町疎開保険

対象：国内居住者

募集人数：年間1,000人（R5加入実績 約120人）

加入料金：1人コース 10,000円/年

2人コース 15,000円/年

3～4人コース 20,000円/年

受入基準：災害救助法発令地域に居住する加入者

支援内容：被災時における智頭町内および近隣町村提携施設での宿泊場所と食事の提供（7日分）

特典：○年1回特産品送付

○森林セラピーおよび民泊の利用半額

○国の重要文化財「石谷家住宅」1年間無料

- ✓ 災害時の備えであるため「保険」という名称を用いているが、災害を切り口とした地域間交流、物流、商流による地域おこしの制度として運用している。
- ✓ 加入者は関西や東京の居住者が多く、森林セラピーや民泊で訪れる加入者は関西居住者が多い。
- ✓ 疎開保険は智頭町で発行しているNFT※のひとつにもなっている。（R5～）※非代替性トークン(Non-Fungible Token)

自治体発! 自治体初!

災害時に備える いざというとき 智頭町が行う援助の手

智頭町「疎開」保険

ちづちょう そかいほけん

災害時の仮住まいの備えに
もうひとつの“ふるさと”
持ちませんか?

災害時に避難する準備は万全ですか?

災害時のストレスを智頭町で解消!

あなたのお住まいの地域で地震等の災害が起こってしまったとき、いちばん困るのが生活場所の確保です。そんなとき、あなたとご家族にゆっくり身体を休めていただくため、ストレスの多い被災地からの疎開先として智頭町が援助の手を差し伸べます。これは、智頭町が全国で初めて独自に企画した「疎開保険」という制度のご案内です。

受入住民

宿泊用に離れをリフォーム



森林セラピー

夏はシャワークライミング、
冬はスノーシュートレッキング

